

論壇

税理士法の改正に向けて

〔1〕 税理士法改正の機運

平成13年に行われた税理士法改正では、税理士法人制度の制定や新書面添付制度等、衝撃的な改正項目が存し、記憶に刻まれているところである。その改正から、早くも10年が経過しようとしており、俄かに平成23年度を目標とした税理士法改正の機運が高まっている。

日税連からは昨年11月税理士法改正PTタタキ台が公表され、本会制度部及び法対策委員会が主導して会員からの意見を取りまとめ、発信したところである。当該PTタタキ台は、税理士法改正項目が複数存

することから、多岐に渡る会員からの意見の取りまとめには、相当のご苦労があったことと推察される。本稿はこれらの成果について、意見を申し上げることが主眼ではない。個人的に注目している改正要望項目の一部を取り上げ、整理・私見を申し上げさせていく。税理士法の歴史を十分に理解していないところで整理等を行うことに対しては、不適切な点も存すると思われる。そのような事項については、ご指導を賜ることができるならば筆者として幸いである。

〔2〕 補助税理士制度の理想的な変革

(1) 補助税理士制度の必要性

新しい制度の構築とは、理想とビジョンに根ざした成果であると考えるところである。その中で税理士法人制度のスタートは、税理士業界にとって画期的な道筋を示したものであり、納税義務者の信頼にこたえるための税理士業務の遂行形態

に選択肢を提供している。大きなテーマを背負っていることもなく、目指すべき機能に込めつつ、進化の途中というところであろう。税理士法人制度と直接的な関係とはいえないが、平成13年度の税理士法改正では、税理士を区分する上で、補助税理士という存在を具体化している。補助税

理士存置の発想の元始には、「勤務税理士」の整理が主眼であったと感じている。勤務税理士は、税理士でありながら、税理士でない立場で従事していることがあり、そのような状況を不自然な業務形態であるとして問題視していたのである。同じ税理士であれば税理士業務の執行権限等を勤務者に対しても確立すべきであるという思いがあったのであろう。では、現実理想等に沿って機能しているのだろうか。

(2) 補助税理士の実像

税理士法人制度の組織や機関の運営において、社員税理士と補助税理士の存在は、組織的な側面から、業務の分掌や責任権限の区分に対して、有効に機能していると思われる。

しかしながら、個人の税理士事務所業務運営に対して、開業税理士と補助税理士の関係は思惑通りに確立されたのだろうか。個人事務所勤務する補助税理士サイドの心理は、

①勤務者として業務に従事しているという意識と、②開業税理士としてのビジョンを持つ者が入り混じっている。これは、①であったが、②に変化するとい

う知識と経験に裏打ちされる、感情の変遷によるものである。つまり、①であるうちは現行の補助税理士の機能を果たし、②の段階にスキルアップすると、登録状態が足かせとなって、開業税理士へのステップアップの期を喪失してしまっているのである。

では、全てが現行制度に埋没して、勤務者として地団太を踏んでいるかといえ

ば、クレーバーな対処をしている者も存するよう感じられる。たとえば、自宅等に事務所を構えて、開業税理士として税理士区分を變更し、従来との従事者との関係は「共同代理」や「特別の委任」として機動的な持つというスタイルである。

結局、個人事務所における補助税理士は、その枠に収めることが望まれるものではなく、実態に合わせた税理士区分の必要性が顕在化してきているといえる。

税理士会の発展のコアとなる次世代開業税理士の成長に対して、個人事務所における補助税理士の措置は、後押しになっているとはいえない。

(3) 税理士区分の見直し  
上述のとおり、税理士区

〔3〕 税理士試験制度の展望

(1) 公認会計士の税理士資格付与制度

税理士法改正項目のうち、試験制度改革案については、極めてナイーブな問題である。会員一人ひとりの思いとは裏腹に、現行踏襲の繰り返しである。

特に公認会計士に対する税理士の資格付与制度は、同業界から、税理士会の展望とは全く逆の要望が掲げられている。近年増員された公認会計士の将来を考えると、互いの資格の使命を貫くことは、どこか論点にズレを感じてしま

う。資格制度の根幹に関わることに、無責任な言動は控えなければならぬが、客観的な整理に基づいて理想を掲げたいと思う。

(2) 互いの使命を貫く使用者の判定

分については、補助税理士の存置を税理士法人のみに限定して、個人事務所には開業税理士のみで十分であると感じている。勤務者が登録した開業税理士の場合、自宅以外の事務所の開設場所について、テーマが存在することも否めない

とである。しかし、守秘義務の貫徹は、納税者と税理士の間で築かれていることであり、関与先との契約書等に明示することで、事務所内における登録において、十分な牽制になると考えられる。

資格を付与するための試験制度等は、その使命を貫徹するための資質を備えている逸材の発掘であると考

えている。税理士は、税務に関する専門家として納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。一方公認会計士は、監査及び会計の専門家として、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命としている。

使命に基づく専門領域のうち、双方の独自分野として「税務」と「監査」が存在する。共通と称した「会計」については、税務会計を重視する税理士と、会計の本流を意味する公認会計士とは少々ギャップが生じている。ただ、両者の専

門領域に会計という共通分野が存していることに、議論の食い違いを誘引していると感じる。

(3) 資格付与制度の見直し  
前の整備

核心となる議論の前に、試験科目の側面から考察する必要があると感じている。公認会計士試験では、会計学、監査論、企業法及び租税法その他広範囲な知識を要求する試験制度となっている。それに対して、税理士試験では、会計科目と税法科目の習得を要求している。両者のように異なる形式の試験方法を単に横並びで比較することはできないが、公認会計士試験では、使命に直接的とはいえない「税務」も含めた科目設定となっている。一方税理士試験では、各科目に相当深いレベルの理解度を要求する出題内容となっているためか、会社法の内容が薄く、監査に関する領域には踏み込んでいない。

近年における会社機関連営のサポート等を踏まえると、税理士においても会社法の理解は必須であり、会計科目の派生としての位置付けには、少々物足りなさを感じている。また、会計監査人における監査そのものは税理士業務の領域ではないが、税務監査や税務会計としての監査という側面では、その理論は各試験科目の出題領域として派生的に組み込まれるべきである。このように、昨今の税理士業務の実情を踏まえた試験科目の変更は、コアとなる議論の前に整備すべきことと思われる。

(4) 資格付与制度の見直し  
税理士が公認会計士試験を受験する場合、一部の会計及び租税法に関する科目が免除となる。上述(3)の試験科目の見直しによって、この免除科目の増大を望むところではあるが、その流れは実効性に乏しい。ならば、翻って考え、公認会計士が税理士登録をする場合、受験による税法科目の履修を求めるべきであると感じている。また、両者の資格制度は、その根本たる専門性の区分として、「税務」と「監査」を混同してはならない。税理士は「税務」を基幹として会計と監査を位置付け、公認会計士は「監査」を基幹として会計と税務に精通することになる。この真理を理解すれば、自ずと税理士資格付与制度に拘泥することが、本来の使命として矛盾していることに気付くであろう。

意見には個人的見解が存していたと思うが、理想を掲げた中で現実や背景を知ることにより、正しい道筋が見えてくると思っている。本稿は、筆者がその第

おわりに

一步を踏み込んだための整理であったと、寛容に受け止めていただくと幸いである。



小見 裕 (芝)